

設置の趣旨等を記載した書類

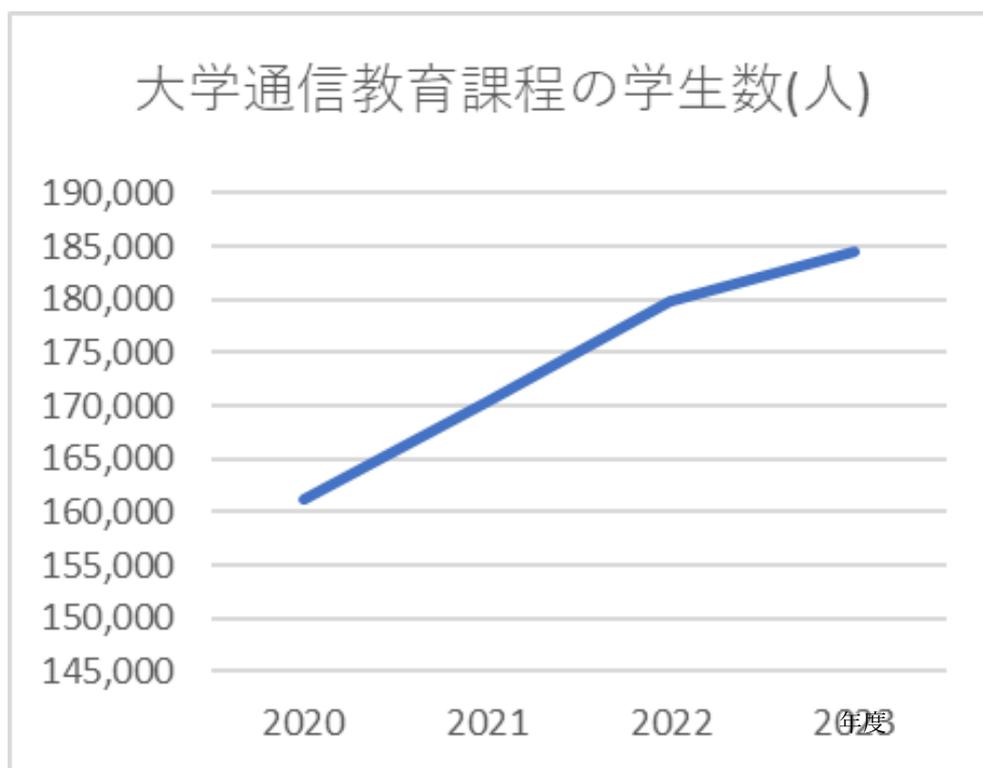
資料目次

- 資料1. 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移
- 資料2. 通信教育課程の学生数（学校基本調査から本学が作成）
- 資料3. 通信教育課程の学生数（18歳～22歳）（学校基本調査から本学が作成）
- 資料4. 通信制高校の生徒数（学校基本調査から本学が作成）
- 資料5. 通信制高校卒業後の通信教育課程への進学数（学校基本調査から本学が作成）
- 資料6. 令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
- 資料7. 各大学等における経済的に困難な学生に対する支援状況や中途退学者・休学者の状況等について調査
- 資料8. 大学通信教育制度について
- 資料9. 2024 大学通信教育ガイド
- 資料10. 令和4年度生涯学習に関する世論調査
- 資料11. 社会人の学び直しの実態把握に関する調査研究
- 資料12. 越境学習による VUCA 時代の企業人材育成
- 資料13. 未来人材ビジョン
- 資料14. あいちの教育ビジョン 2025
- 資料15. 私立大学通信教育協会「2024 大学通信教育ガイド」開設学科一覧
- 資料16. 名古屋産業大学憲章
- 資料17. 通信教育課程：3つのポリシーの関係性
- 資料18. 通信教育課程：通学課程のディプロマポリシーとの相互関係性
- 資料19. 履修モデル 1
- 資料20. 履修モデル 2
- 資料21. 履修モデル 3
- 資料22. 入学者選抜方法と募集定員
- 資料23. 社会人の出願要件
- 資料24. 学校法人菊武学園 教職員の再雇用に関する規程
- 資料25. 名古屋産業大学 通信教育課程規程
- 資料26. 名古屋産業大学 通信教育課程委員会規程
- 資料27. 名古屋産業大学バーチャルキャンパスのスクリーンショット
- 資料28. 名古屋産業大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科通信教育課程 時間割（例）
- 資料29. オンデマンド型の視聴動画サンプルのスクリーンショット
- 資料30. 通信教育課程記述式問題の評価基準表（例：数学）
- 資料31. 名古屋産業大学 事務局組織
- 資料32. 授業コンテンツレビューチェックリスト
- 資料33. 名古屋産業大学 通信教育課程 基幹教員の人事配置計画

大学通信教育課程の学生数

大学通信教育課程の学生数		
和暦	西暦	学生数(人)
令和2年	2020	161,142
令和3年	2021	170,277
令和4年	2022	179,877
令和5年	2023	184,499

※令和2年～5年学校基本調査より本学が作成

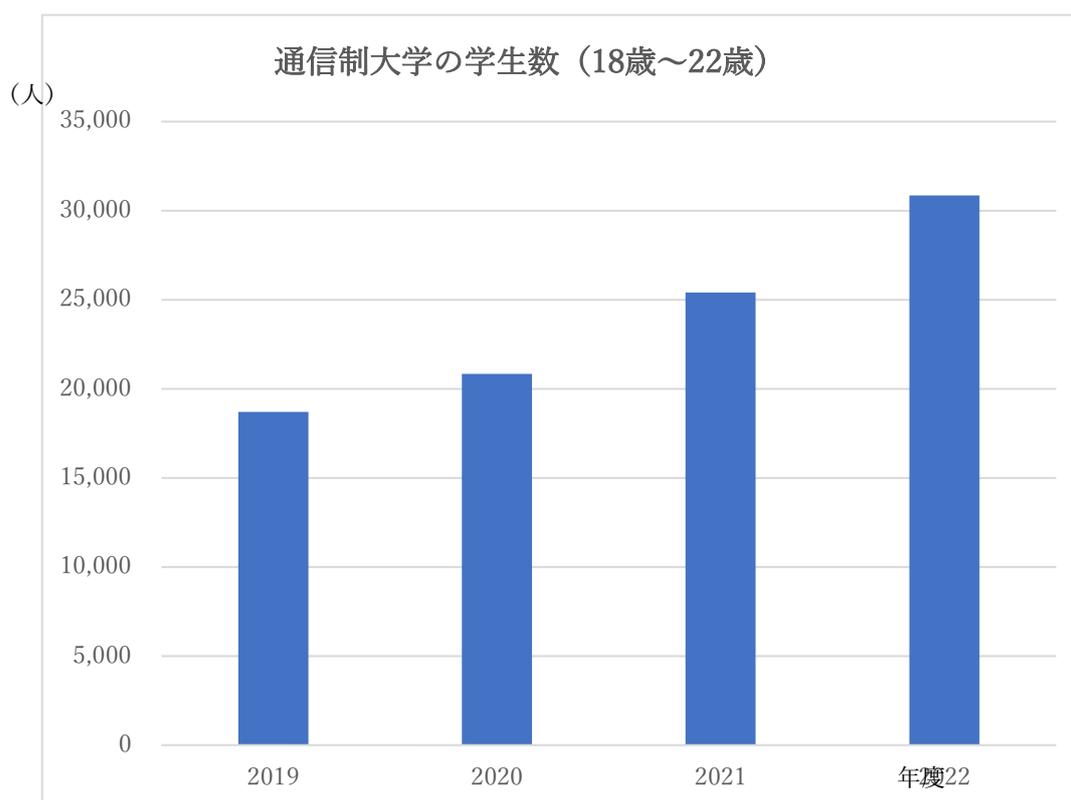


出典：学校基本調査（文部科学省）から本学が作成

通信教育課程の学生数（18歳～22歳）

通信制大学の学生数（18歳～22歳）		
和暦	西暦	学生数（人）
令和1年	2019	18,712
令和2年	2020	20,840
令和3年	2021	25,414
令和4年	2022	30,857

※令和1年度～令和4年度学校基本調査から本学にて作成

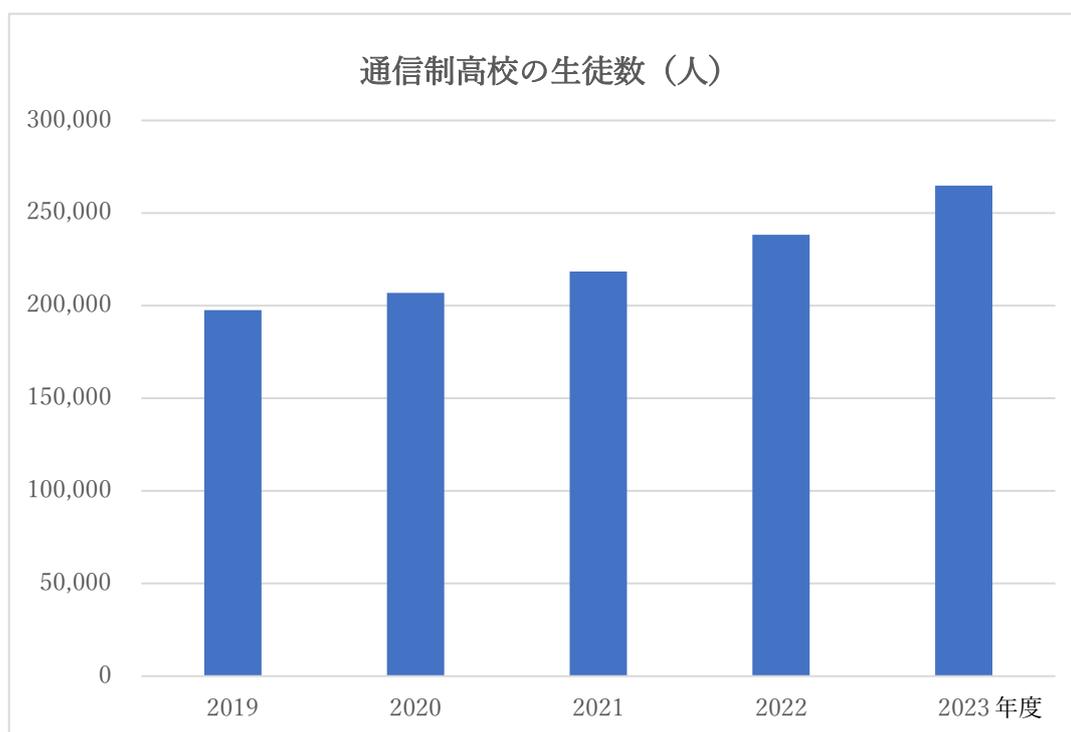


出典：学校基本調査（文部科学省）から本学が作成

通信制高校の生徒数

通信制高校の生徒数		
和暦	西暦	学生数（人）
令和1年	2019	197,696
令和2年	2020	206,948
令和3年	2021	218,389
令和4年	2022	238,267
令和5年	2023	264,797

※令和1年～令和5年 学校基本調査から本学にて作成

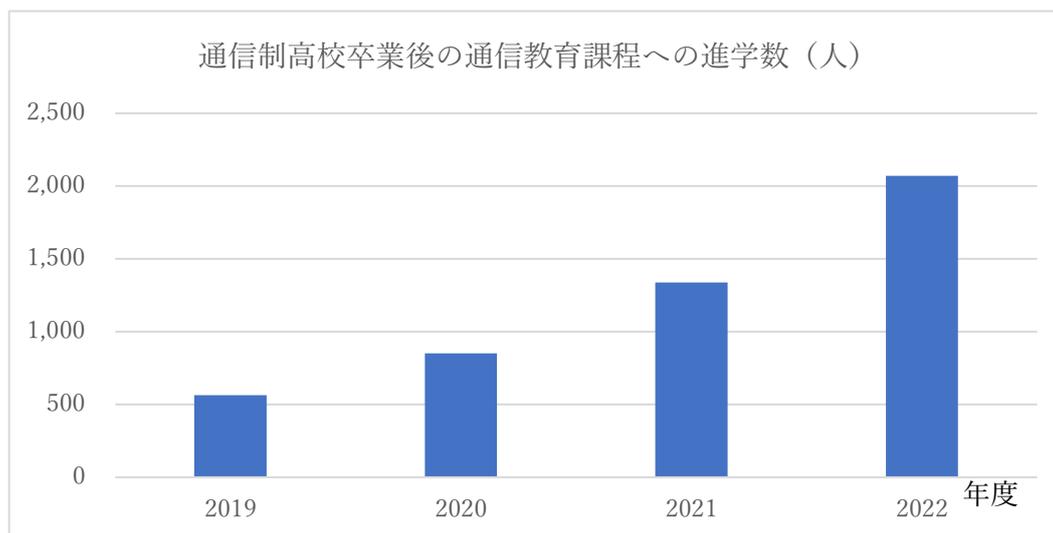


出典：学校基本調査（文部科学省）から本学が作成

通信制高校卒業後の通信教育課程への進学数

通信制高校卒業後の通信教育課程への進学数		
和暦	西暦	学生数（人）
令和1年	2019	563
令和2年	2020	852
令和3年	2021	1,339
令和4年	2022	2,070

※令和1年度～令和4年度学校基本調査から本学にて作成



出典：学校基本調査（文部科学省）から本学が作成

令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

6. 高等学校中途退学等

(6-1) 中途退学者数及び中途退学率の推移

		中途退学者数				中途退学率			
		国立 (人)	公立 (人)	私立 (人)	計 (人)	国立 (%)	公立 (%)	私立 (%)	計 (%)
1982年度	昭和57年度	***	65,314	40,727	106,041	***	2.0	3.2	2.3
1983年度	昭和58年度	***	67,932	43,599	111,531	***	2.0	3.3	2.4
1984年度	昭和59年度	***	67,009	42,151	109,160	***	1.9	3.1	2.2
1985年度	昭和60年度	***	72,086	42,748	114,834	***	1.9	2.9	2.2
1986年度	昭和61年度	***	73,176	40,762	113,938	***	1.9	2.8	2.2
1987年度	昭和62年度	***	73,127	40,230	113,357	***	1.9	2.7	2.1
1988年度	昭和63年度	***	75,791	40,826	116,617	***	1.9	2.6	2.1
1989年度	平成元年度	***	81,332	41,737	123,069	***	2.0	2.6	2.2
1990年度	平成2年度	***	82,846	40,683	123,529	***	2.1	2.5	2.2
1991年度	平成3年度	***	76,684	36,249	112,933	***	2.0	2.3	2.1
1992年度	平成4年度	***	68,822	32,372	101,194	***	1.9	2.1	1.9
1993年度	平成5年度	***	63,428	30,637	94,065	***	1.8	2.1	1.9
1994年度	平成6年度	***	64,229	32,172	96,401	***	1.9	2.2	2.0
1995年度	平成7年度	***	64,431	33,748	98,179	***	2.0	2.4	2.1
1996年度	平成8年度	***	73,736	38,414	112,150	***	2.3	2.8	2.5
1997年度	平成9年度	***	73,654	37,837	111,491	***	2.4	2.9	2.6
1998年度	平成10年度	***	73,474	37,898	111,372	***	2.5	3.0	2.6
1999年度	平成11年度	***	70,554	36,024	106,578	***	2.4	2.9	2.5
2000年度	平成12年度	***	73,253	35,893	109,146	***	2.5	2.9	2.6
2001年度	平成13年度	***	70,528	34,366	104,894	***	2.5	2.9	2.6
2002年度	平成14年度	***	60,633	28,776	89,409	***	2.2	2.5	2.3
2003年度	平成15年度	***	55,668	26,131	81,799	***	2.1	2.4	2.2
2004年度	平成16年度	***	53,261	24,636	77,897	***	2.0	2.3	2.1
2005年度	平成17年度	53	53,117	23,523	76,693	0.6	2.1	2.2	2.1
2006年度	平成18年度	44	53,251	23,732	77,027	0.5	2.2	2.3	2.2
2007年度	平成19年度	45	50,529	22,280	72,854	0.5	2.1	2.2	2.1
2008年度	平成20年度	52	45,742	20,449	66,243	0.5	1.9	2.0	2.0
2009年度	平成21年度	51	39,412	17,484	56,947	0.5	1.7	1.8	1.7
2010年度	平成22年度	43	38,372	17,000	55,415	0.4	1.6	1.7	1.6
2011年度	平成23年度	56	37,483	16,330	53,869	0.6	1.6	1.6	1.6
2012年度	平成24年度	40	35,966	15,775	51,781	0.4	1.5	1.5	1.5
2013年度	平成25年度	34	38,602	21,287	59,923	0.3	1.6	1.9	1.7
2014年度	平成26年度	43	33,982	19,366	53,391	0.4	1.4	1.7	1.5
2015年度	平成27年度	44	31,083	18,136	49,263	0.4	1.3	1.6	1.4
2016年度	平成28年度	43	29,531	17,675	47,249	0.4	1.3	1.5	1.4
2017年度	平成29年度	51	28,929	17,822	46,802	0.5	1.3	1.5	1.3
2018年度	平成30年度	42	28,513	20,039	48,594	0.4	1.3	1.7	1.4
2019年度	令和元年度	44	25,038	17,800	42,882	0.4	1.1	1.5	1.3
2020年度	令和2年度	51	20,283	14,631	34,965	0.5	1.0	1.3	1.1
2021年度	令和3年度	54	20,607	18,267	38,928	0.6	1.0	1.6	1.2
2022年度	令和4年度	64	22,631	20,706	43,401	0.7	1.1	1.7	1.4

(注1)平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

(注2)中途退学率は、在籍者数に対する中途退学者数の割合。

(注3)高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

出典：令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、令和5

年10月4日(水) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課

掲載サイト(令和6(2024)年2月29日時点): <https://www.mext.go.jp/content/20231004->

mxt_jidou01-100002753_1.pdf

大学通信教育制度について

通学制大学と通信制大学について

	通学制大学	通信制大学
基本的性格 ・ 教育課程	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>面接授業 遠隔授業可：60単位まで</p> <p>・面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと</p> <p>・面接授業に相当する教育効果を有すると認められること ⇒ 双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること）</p>	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>②30単位 = 面接授業（遠隔授業可）</p> <p>①94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等</p> <p>③ ②のうち10単位 = 放送授業で代替可</p>
○構造の違い		
学生構成 ・ 最低年限超過状況	<p>18・19歳入学者割合</p> <p>94.7%</p> <p>最低在学年限超過学生割合</p> <p>3.3%</p>	<p>18～22歳学生割合</p> <p>11.5%</p> <p>有職者割合</p> <p>42.6%</p> <p>最低学年数超過卒業生割合</p> <p>58.0%</p>
定員管理 ・財政支援 (私学助成の例)	<p>(収容定員(学部))</p> <p>不交付 減額 増額 減額 不交付</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150%</p> <p>(入学定員(学部))</p> <p>増額 不交付</p> <p>0% 90% 100% 130%</p> <p>(4～8,000人の大学は129%、8,000人以上の大学は110%)</p>	<p>(収容定員) ※定員超過・割れによる不交付はなし</p> <p>減額 増額 減額</p> <p>0% 50% 90% 100% 106% 150%</p> <p>(入学定員)</p> <p>※左記の仕組みは存在しない</p>
コスト ・ 教員数/施設	<p>○国立大学(入学科・授業料 ※4年分) 約240万円</p> <p>※仮に経済学部・工学部(各々収容定員4,000人、1学科のみ)とする大学の場合の試算(教員数・校舎面積)</p> <p>(教員数) 143人 (校舎面積) 62,641 m²</p>	<p>○放送大学(入学科・授業料 ※卒業までに要する学費) 約70万円</p> <p>(教員数) 42人 (校舎面積) 12,440 m²</p> <p>注：インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない</p>

出典；大学通信教育制度について一文部科学省 令和2(2020)年12月

掲載サイト(令和6(2024)年2月29日時点)：<https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/000089352.pdf>

2024 大学通信教育ガイド

大学通信教育の現状

大学通信教育の現状を数字で表しました。参考にしてください。

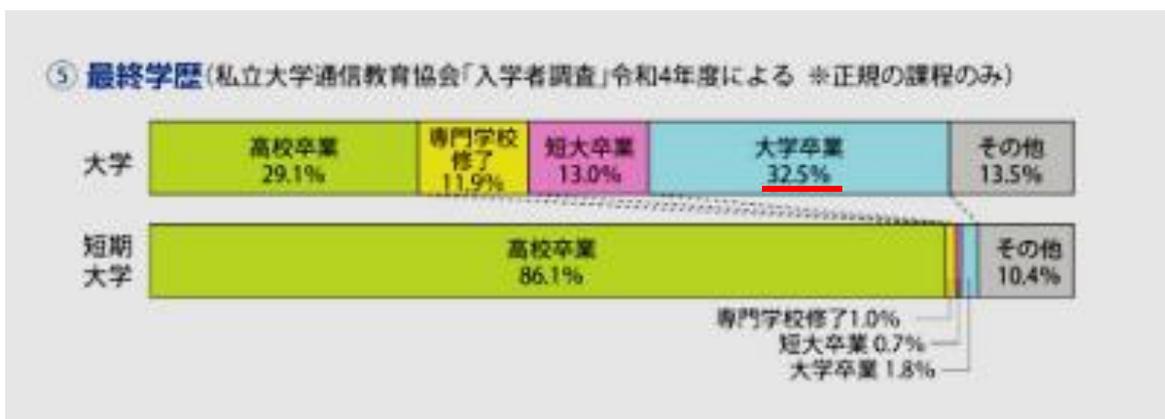
① 学校数・学生数・女性の比率(文部科学省「学校基本調査報告書」令和4年度による)

	学 生 数		女性の比率
	正規の課程	そ の 他	
大 学(44)	179,877	43,087	54.7%
短期大学(11)	18,881	2,449	78.4%
合 計	198,758人	45,536人	56.8%

② 募集校

大 学			短期大学		
地区	校数(校)	大 学	地区	校数(校)	短期大学
北海道	2	北海道情報・日本医療	北海道		
東北	1	東北福祉	東北		
関東	24	慶應義塾・産業能率・星槎・聖徳・創価・玉川・中央・帝京・帝京平成・東京通信・東京福祉・東京未来・日本・日本ウェルネススポーツ・日本女子・人間総合科学・ビジネスブレークスルー・法政・放送・武蔵野・武蔵野美術・明星・八洲学園・早稲田	関東	4	小田原・自由が丘産能・聖徳・帝京
中部	4	愛知産業・中部学院・新潟産業・日本福祉	中部	1	愛知産業
近畿	9	大阪芸術・大手前・京都芸術・京都橘・近畿・姫路・神戸親和・奈良・佛教	近畿	3	近畿・豊岡・神戸常盤
中国	1	環太平洋	中国		
九州	2	九州医療科学・サイバー	九州	1	近畿大学九州

※太字は公益財団法人私立大学通信教育協会の加盟校



出展：2024 公益財団法人私立大学通信教育協会 大学通信教育ガイド（大学・短大編）

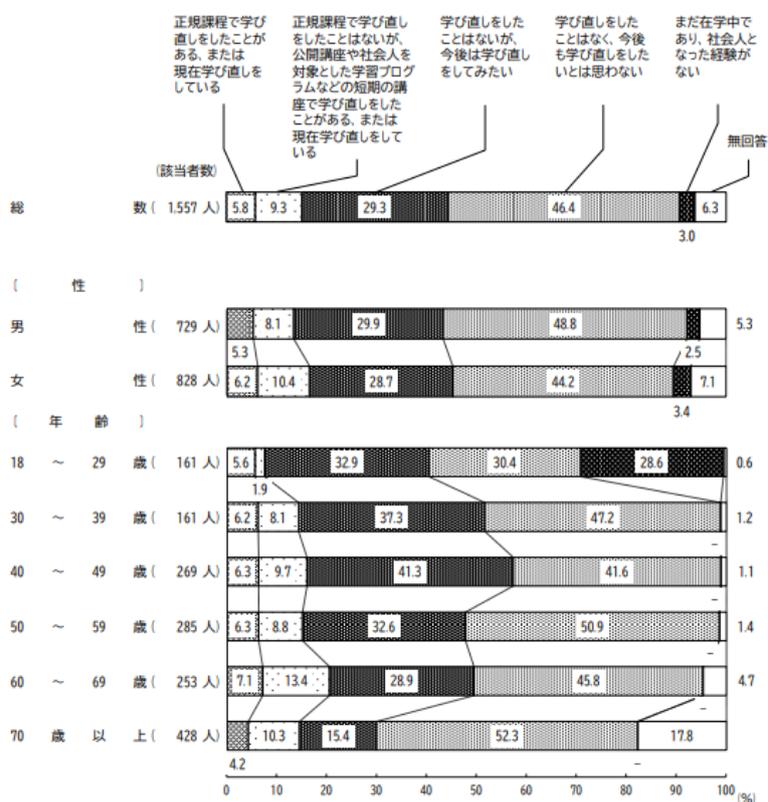
令和4年度生涯学習に関する世論調査

2 大学、大学院、短大、専門学校などの学校における社会人の学び直しについて

(1) 社会人となった後の学校における学び直しの状況

問8. あなたは、学校を出て一度社会人となった後に、大学、大学院、短大、専門学校などの学校において学び直しをしたことがありますか。なお、この調査でいう社会人には主婦・主夫や無職の方も含まれます。また、正規課程に限らず公開講座や社会人を対象とした学習プログラムなど、学び直しの形態は問いません。(〇は1つ)

	令和4年7月
・正規課程で学び直しをしたことがある、または現在学び直しをしている	5.8%
・正規課程で学び直しをしたことはないが、公開講座や社会人を対象とした学習プログラムなどの短期の講座で学び直しをしたことがある、または現在学び直しをしている	9.3%
・学び直しをしたことはないが、今後は学び直しをしてみたい	<u>29.3%</u>
・学び直しをしたことはなく、今後も学び直しをしたいとは思わない	46.4%
・まだ在学中であり、社会人となった経験がない	3.0%



出典：生涯学習に関する世論調査（令和4年7月調査）－内閣府

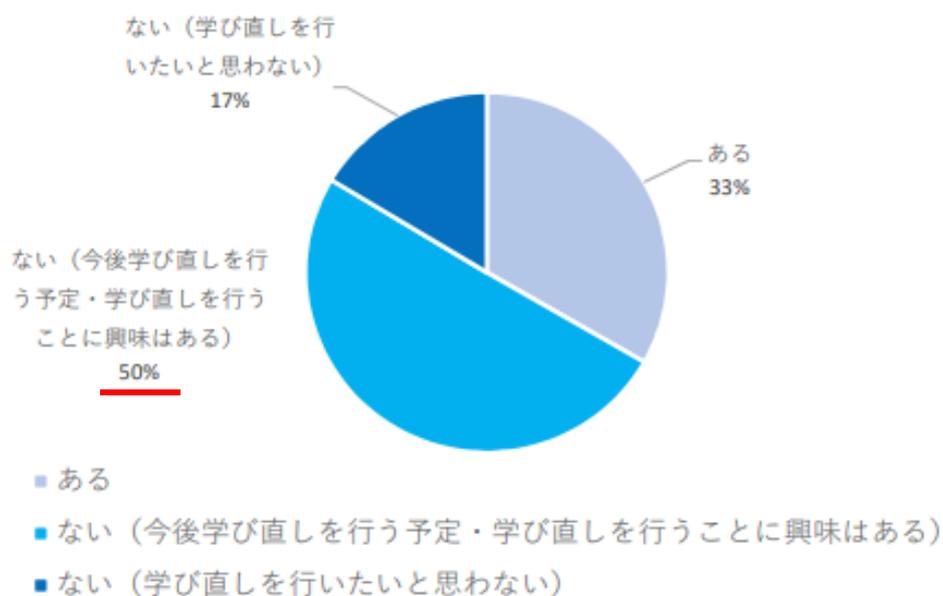
「生涯学習に関する世論調査」の概要 令和4年10月 内閣府政府広報室

社会人の学び直しの実態把握に関する調査研究

属性9	現在・過去の学び直し経験
-----	--------------

■ 属性9：
 学び直しを実施したことがないが**予定・興味がある回答者が50%**もいた・**学び直しを実施したことがある回答者も1/3 (33%)**いた・

< 学び直しの有無の内訳 > n=5,153



出典：EBPM をはじめとした統計改革を推進するための調査研究－文部科学省（株式会社エフォース 調査部門に委託）

令和元年度「社会人の学び直しの実態把握に関する調査研究」調査報告書

越境学習による VUCA 時代の企業人材育成



いま、日本の企業に起きている課題

新型コロナウイルス感染拡大によって、私たちはまさに [VUCA] (※1) の時代に生きていることを実感することとなりました。様々な環境変化が急激に訪れるポストコロナを目前にして、日本産業界は多くの課題に直面しています。

正解の無い中で自ら課題を発見して解をつくり出し、事業を創造・変革していくことが求められます。イノベーションに必要な、従来のビジネスを深化させつつ、その延長線上ではない新たな事業の探索も行う「両利きの経営」を、どうしたら実現できるのでしょうか。

不確実な時代においては一人一人の「キャリア自律」が求められます。一方で、将来有望と思われる人材が辞めていくことに多くの企業が悩まされています。社員のキャリア自律を促すと同時に、人が辞めない組織づくりをどのように実現していけば良いのでしょうか。

経済産業省「未来の教室」リカレント教育ワーキンググループとは

これらの企業が直面する課題に対する一つの解として、経済産業省「未来の教室」事業では、社会課題に取り組む地方や NPO の現場に赴き、現実の社会課題解決に取り組むことで人材が育成されるという仮説のもと、リカレント教育プログラムの開発・実証を行ってきました (※2)。プログラム参加者は、日常の職場とは異なる環境に身を置いて活動することで、自分自身の軸を再発見し、不確実な変化の激しい時代を切り拓くリーダーとしての成長を実感することができました。

これは、ここ数年間にわたって日本企業における人材育成の手法として注目を集めている「越境学習」の効果であると言えます。越境学習とは、ビジネスパーソンが所属する組織の枠を越え(“越境”して)学ぶことであり、「知の探索」によるイノベーションや、自己の価値観や想いを再確認する内省の効果が期待されています。

2年間の実証事業の結果を改めて振り返り、今後の日本の人材育成について議論する場として、ワーキンググループ (WG) を開催しました。経済産業省と実証事業者に加え、アドバイザーを迎え、ゲストに実際に越境学習を研修に取り入れている企業の人事担当者もお呼びし、多様な角度で行った議論の様子をお伝えします。

(※1) VUCAとはVolatility (変動性)・Uncertainty (不確実)・Complexity (複雑性)・Ambiguity (曖昧性) が飛躍的に高まった状況を示す言葉

(※2) 経済産業省「未来の教室」実証事業 <https://www.learning-innovation.go.jp/>

リカレント教育ワーキンググループ (WG) 開催報告

経済産業省 サービス政策課長・教育産業室長の浅野氏は、今回の WG 開催の意図について以下のように説明しました。

「学びというのは、知ること=知識を入れることと、創ること=世の中に付加価値を出していく活動の、両方が循環して初めて意味が出る、深まっていくものだと考えています。

大人になってからの学びの場である研修においても、座学だけのものよりも、地方や海外、あるいは災害対応の現場に送り込まれて、当事者になった瞬間にあらわれる自分の変化というのが強烈に記憶に残り血肉になっています。自分の組織を出て、担当を外れ、会ったことのない人たちと共にリアルな課題に向き合い、試行錯誤して小さな失敗を重ねながらアジャイルに物事を進めていく。そういった、日常あまりできない創造的な体験を入れ込んだ研修を実証事業者の皆さんと一緒につってきました。次はこれを広めていきたい、主流にしていきたい、という思いがあります。」



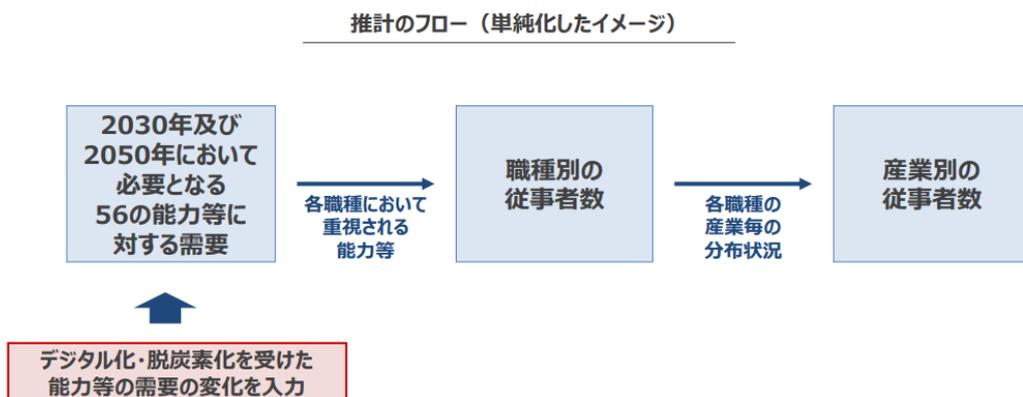
経済産業省
サービス政策課長・
教育産業室長
浅野 大介 氏

出典：越境学習による VUCA 時代の企業人材育成－経済産業省「未来の教室」事業

掲載サイト (2024(令和6)年2月29日時点) : https://www.learning-innovation.go.jp/assets/recurrent/assets/pdf/WG_Outline_20201225.pdf

未来人材ビジョン

本推計では、デジタル化や脱炭素化を受けた能力等の需要変化を仮定し、2030年及び2050年に各能力等がどの程度求められるかをまず試算した。
その後、職種別・産業別の従事者数を推計した。



19

現在は「注意深さ・ミスがないこと」、「責任感・まじめさ」が重視されるが、
将来は「問題発見力」、「的確な予測」、「革新性」が一層求められる。

56の能力等に対する需要

2015年		2050年	
注意深さ・ミスがないこと	1.14	問題発見力	1.52
責任感・まじめさ	1.13	的確な予測	1.25
信頼感・誠実さ	1.12	革新性*	1.19
基本機能（読み、書き、計算、等）	1.11	的確な決定	1.12
スピード	1.10	情報収集	1.11
柔軟性	1.10	客観視	1.11
社会常識・マナー	1.10	コンピュータスキル	1.09
粘り強さ	1.09	言語スキル：口頭	1.08
基盤スキル**	1.09	科学・技術	1.07
意欲積極性	1.09	柔軟性	1.07
⋮	⋮	⋮	⋮

※基盤スキル：広々様々なことを、正確に、早くできるスキル

※革新性：新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力

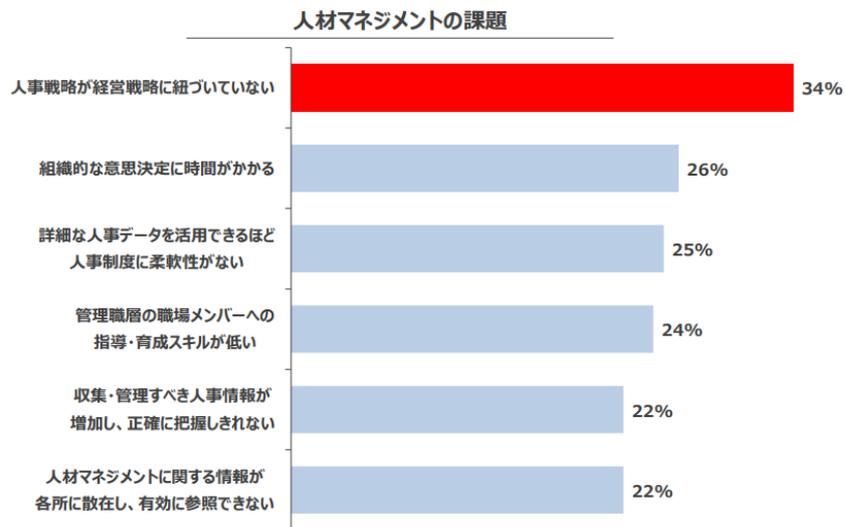
(注) 各職種で求められるスキル・能力の需要度を表す係数は、56項目の平均が1.0、標準偏差が0.1になるように調整している。

(出所) 2015年は労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究Ⅱ」、2050年は同研究に加えて、World Economic Forum “The future of jobs report 2020”, Hasan Bakhshi et al., “The future of skills: Employment in 2030”等を基に、経済産業省が能力等の需要の伸びを推計。

20

出典：未来人材ビジョンー経済産業省 令和4年5月、P19-20、掲載サイト（令和6（2024）年2月29日時点）：<https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220531001/20220531001-1.pdf>

日本企業が感じる人材マネジメントの一番の課題は、
「人事戦略が経営戦略に紐付いていない」こと。



(出所) パーソル総合研究所「タレント・マネジメントに関する実態調査」(HITO REPORT 2019年10月号)を基に経済産業省が作成。

51

人的資本経営という変革を通じて、
日本社会で働く個人の能力が十二分に発揮されるようになれば、
日本社会がより一層、
キャリアや人生設計の複線化が当たり前で、
多様な人材がそれぞれの持ち場で活躍でき、
失敗してもまたやり直せる社会へと、転換していく。

58

出典：未来人材ビジョンー経済産業省 令和4年5月、P51、掲載サイト（令和6（2024）年2月29日時点）：
<https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220531001/20220531001-1.pdf>

あいちの教育ビジョン 2025

(1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

取組の柱	施策の展開
(1) 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実	① 主体的・対話的で深い学びの推進 ② 少人数教育等、学びの環境の充実 ③ 個別最適な学びの保障
(2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進	① 情報活用能力の育成 ② ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現 ③ 子供の学びや教職員を支えるICT教育環境の充実
(3) SDGsの理念を踏まえた教育の推進	① SDGsについての学習の推進 ② SDGsの理念を取り入れたESDの推進 ③ 環境教育等の推進
(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり	① 総合学科等の新たな設置と普通科の活性化 ② 全日制単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実 ③ 新しい公立高等学校入学者選抜の導入 ④ 民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実 ⑤ 県立学校の魅力化と適正配置
(5) 理数教育の推進	① 理数科の授業の充実 ② 子供の興味・関心を生かした探究型学習の推進 ③ 高等学校における先進的な理数教育の推進
(6) 特別支援教育の充実	① 多様な学びの場における支援・指導の充実 ② 教員の専門性の向上 ③ 教育諸条件の整備 ④ 卒業後の生活へのスムーズな移行
(7) 幼児教育の充実	① 幼児教育のさらなる充実 ② 家庭・地域における幼児教育の支援 ③ 幼児教育を推進するための体制の構築
(8) 私立学校の振興	① 特色ある教育を受ける機会の確保 ② 私立学校に対する助成 ③ 保護者の学費負担の軽減 ④ 公私の連携
(9) 大学等高等教育の振興	① 大学との連携による教育活動の充実 ② 高大及び高专連携の推進 ③ 県立の大学の充実

(2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

取組の柱	施策の展開
(10) 人権教育・多様性理解の推進	① 学校等における人権教育・多様性理解の推進 ② 家庭、地域社会における人権教育・多様性理解の推進 ③ 重要な人権課題への対応
(11) 道徳教育の充実	① 「特別の教科 道徳」を核にした道徳教育の推進 ② 差別や偏見を許さない、命を大切にす教育の充実 ③ 情報モラル教育の充実
(12) いじめへの対応の充実	① いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成 ② 早期発見・早期対応のための取組 ③ 教育相談体制の充実 ④ 学校と関係機関との連携

出典：あいちの教育ビジョン 2025 概要版 P4、掲載サイト（令和6（2024）年2月29日時点）：

https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/452552_2060318_misc.pdf

名古屋産業大学憲章

一 建学の精神

大学の建学の精神は、「職業教育をととして社会で活躍できる人材の育成」とする。

一 大学の理念

大学は、「誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた、産業社会で活躍できる人材を育成する」ことを目的とする。

一 現代ビジネス学部理念

1 大学は、現代ビジネス学部を置き、広範多岐にわたる産業社会において、とりわけ企業経営の立場から、環境、情報、ビジネスの専門分野に焦点を当てた構成とする。その理念は、環境と情報は、これからのビジネス社会のあらゆる部門において欠くことのできない重要な共通学術基盤と予見される分野であることから、社会科学分野を主軸にして環境ビジネス・情報ビジネスなど、現代ビジネスの成長分野に特化した教育と研究を推進することで、産業社会で活躍できる産業人を育成する。

2 大学は、現代ビジネス学部を置き、学部の教育目標を次のとおりとする。

- (1) ビジネスの基礎知識を修得し、環境、情報、ビジネスに関する専門知識を活かして、産業・経済の発展に寄与することができる人材を育成する。
- (2) 広範多岐にわたる産業社会の変化に即応できるコミュニケーション能力を培い、異文化への理解を深め、国際的視野で活躍できる人材を育成する。
- (3) 進展する高度情報社会にあつて、情報処理・管理を駆使した、問題解決能力を備えた人材を育成する。

一 大学院環境マネジメント研究科の理念

1 大学は、大学院を置き、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、専攻分野における実践的で創造的な能力を有する高度人材を育成することを目的とする。

2 大学は、大学院環境マネジメント研究科を置き、大学院の教育目標を次のとおりとする。

- (1) 環境に関する教育・研究を通して、ビジネスの即戦力として求められる専門知識や技術、臨機応変に対応できる思考能力を持つ高度職業人を育成する。
- (2) 学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、専門分野における実践的で創造的な能力を有するより高い高度人材を育成する。

平成 29 年 4 月

名古屋産業大学 学長

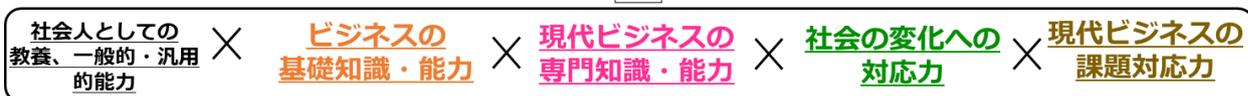
出典：本校の規定より

通信教育課程：3つのポリシーの関係性

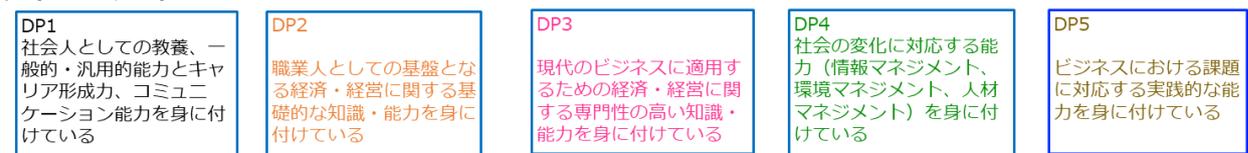
添付資料（1）－1

養成する人材像

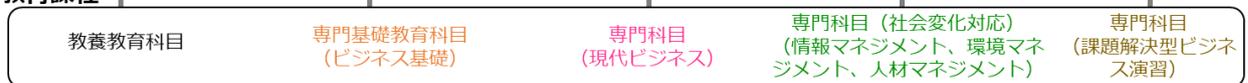
社会人としての広い視野と理解力を持ち、経済・経営の基礎知識・能力、および専門的な知識・能力を修得し、社会の変化への対応力を身に付け、ビジネスにおける課題に対応できる人材



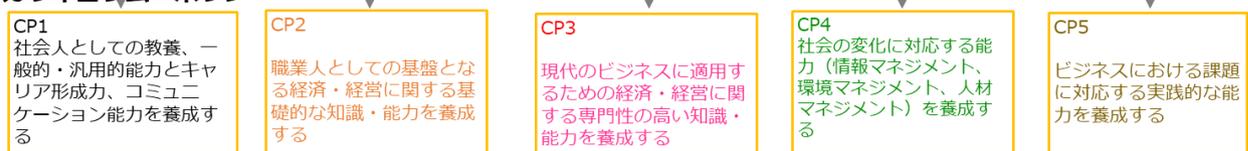
ディプロマ・ポリシー



教育課程



カリキュラム・ポリシー



実施方針CP6：シラバスや成績評価基準を開示し、小テスト・レポート・中間テスト・期末試験等の総合的な素点に基づく評価を実施する

アドミッション・ポリシー

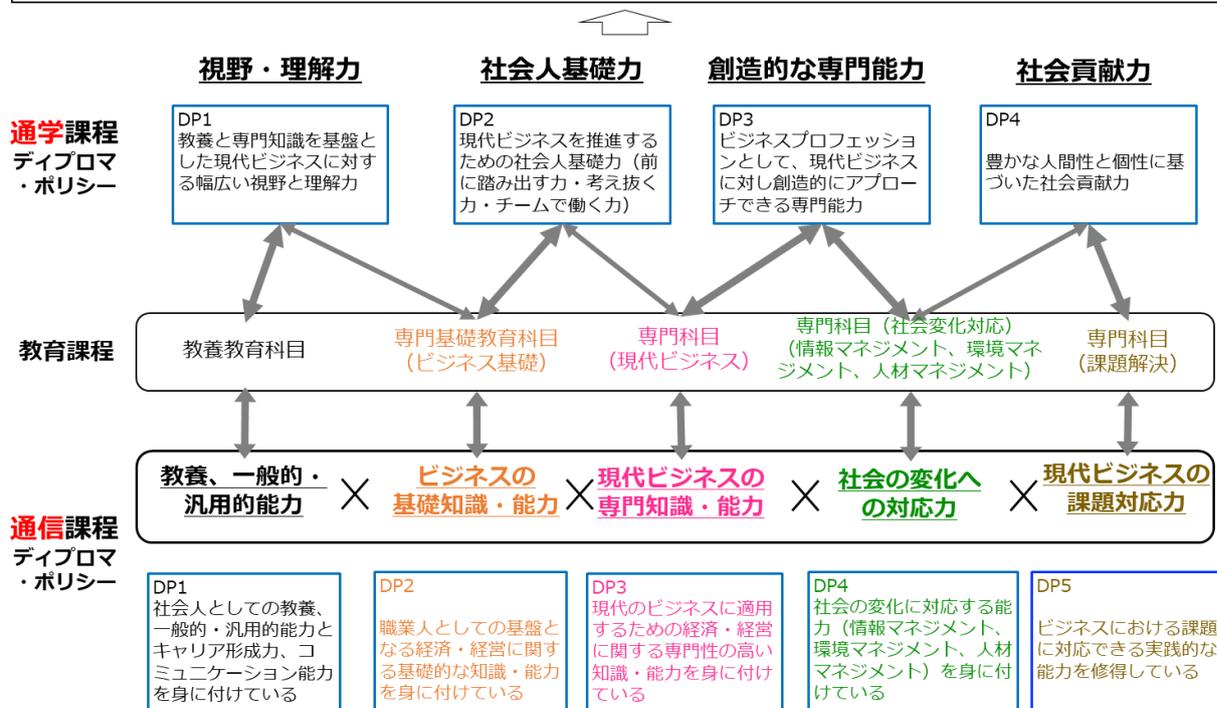
- AP1 聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎を身に付けている人
- AP2 主体性を持ち、コミュニケーションをとりながら、実践的な知識の習得に取り組む意欲がある人
- AP3 社会の変化に対応するための知識や技能を身に付けるための基礎学力と論理的な思考力を有する人
- AP4 ビジネスの知識や技能を活用し、豊かな創造力を身につけ、社会課題の解決に貢献する意欲がある人

出典：本学が作成

通信教育課程：通学課程のディプロマ・ポリシーとの相互関係性

養成する人材像

社会人としての広い視野と理解力を持ち、**経済・経営の基礎知識・能力**、および**より専門的な知識・能力**を修得し、**社会の変化への対応力**を身に付け、**ビジネスにおける課題に対応できる人材**



出典：本学が作成

履修モデル 3

人材マネジメントを重点的に学修することで、人事・採用担当、研修や労務担当
および人材コンサルタント企業などで幅広く活躍できる人材を養成する

合計124単位以上	1：1前		2：1後		3：2前		4：2後		5：3前		6：3後		7：4前		8：4後		
	科目名称	単位	科目名称	単位	科目名称	単位	科目名称	単位	科目名称	単位	科目名称	単位	科目名称	単位	科目名称	単位	
教養基礎教育 ・合計38単位以上	インコミ I	2	統計学	2	倫理学	2	社会学	2	社会学	2	日本国憲法	2					
	文書情報リテラシー	2	インコミ II	2	オーラルイン I	1	オーラルイン II	1	中国語 I	1	中国語 II	1					
	数値情報リテラシー	2	プレゼンテーション技法	2													
	キャリアデザイン A	2	政治学	2													
専門基礎教育 ・24単位以上	ゼミナール A	2	キャリアデザイン B	2	ゼミナール B	2	キャリアデザイン I	2									
	経済学入門	2			ミクロ経済学	2	マクロ経済学	2									
	経営学総論	2	経営組織	2	商法	2	会社法	2									
	経営管理	2	経営戦略 I	2	経営学の科目を中心に受講												
専門科目 ・62単位以上	マーケティング I	2	ファイナンス	2													
	基礎簿記	2	現代ビジネス概論 I	2													
	現代ビジネス概論 II	2	財務会計	2	現代ビジネス概論 II	2	管理会計	2	ネットビジネス論	2	経営戦略 II	2					
			現代雇用法	2	消費行動論	2	消費者行動論	2	地域産業論	2	経営分析	2					
情報マネ	情報倫理	2	現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2	ビジネスコミュニケーション	2					
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2	産業組織心理学	2					
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
社会変化対応			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
環境マネ			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
人材マネ			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
問題解決型演習			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
			現代雇用法	2	経営分析	2	経営分析	2	マーケティング II	2							
合計	124	総計	22	22	21	21	21	19	19	0	19	19	0	124			

出典：本学が作成

入学者選抜方法と募集定員

試験区分	募集定員	選考方法	AP1	AP2	AP3	AP4	出願資格
総合型選抜	15名	①書類審査(願書・調査書・志望理由書)					【専願】 ①下記出願資格に該当する方 ②名古屋産業大学への入学を強く希望し、本学の教育理念を具現化するにふさわしい旺盛な学修意欲を持ち、創造力・行動力などの能力と資質を有する方、また資格取得に熱意を持つ方
学校推薦型選抜	指定校制	10名	①書類審査(願書・調査書・志望理由書)				【専願・推薦書必要】 ①2025年3月卒業見込みの方 ②本学が指定する高等学校等
	公募制	若干名	①書類審査(願書・調査書・志望理由書)				【併願可・推薦書必要・評定平均3.0以上】 ①2025年3月卒業見込みの方 ②出身校の学校長から推薦を受けた方
	資格制	若干名	①書類審査(願書・調査書・志望理由書)				【専願・推薦書必要・評定平均3.0以上】 ①2025年3月卒業見込みの方 ②出身校の学校長から推薦を受けた方 ③下記の資格試験のいずれか(またはそれに準ずる資格試験)に合格した方 ・日商簿記検定2級以上・全商簿記検定1級・全経簿記検定1級・全商情報処理検定1級・全工情報技術検定1級・実用英検準2級以上・情報処理技術者試験(基本情報技術者試験、ITパスポート)等、本学が指定する資格
	課外/特別活動制	若干名	①書類審査(願書・調査書・志望理由書)				【専願・推薦書必要・評定平均3.0以上】 ①2025年3月卒業見込みの方 ②出身校の学校長から推薦を受けた方 ③高等学校等での部活動(運動部・文化部)や地域の団体に所属し、技術・能力に優れている方
シニア・社会人	175名	①書類審査(願書・調査書・志望理由書)					【シニア・社会人】 2025年4月1日現在で満20才以上の方で、下記出願資格に該当する方
帰国生徒	若干名	①書類審査(願書・調査書・志望理由書)	願書、調査書にて評価	願書、志望理由書にて評価	調査書にて評価	志望理由書にて評価	【帰国生徒】 日本国籍を有し、保護者の海外在留のため2年以上海外で学校教育を受け、次のいずれかに該当する方 ①外国で学校教育12年の課程を修了して1年以内の方、及び2025年3月修了見込みの方 ②日本の高等学校に在籍し、2024年3月に卒業した方、及び2025年3月卒業見込みの方で、中学校・高等学校を通じて2年以上継続して外国で教育を受け、帰国後の在籍期間が2年以内の方
外国人学生	若干名	①書類審査(願書・調査書・志望理由書)					【外国人学生】 日本国籍がなく、出入国管理および難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格(留学等)を有する方、または2025年3月31日までに取得できる方で、以下の①、②に該当する方 ①外国において、学校教育における12年の課程を修了した方および2025年3月31日までに修了見込みの方、またはこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した方 ②次のいずれかの日本語能力を有する方 ・公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N2以上の方、見込みの方 ・独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験(日本語(読解、聴解及び聴読解の合計))」200点以上の方、見込みの方 ・日本語検定協会が実施する「J.TEST 実用日本語検定」A-C レベル試験 600点以上の方 ・公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「BJT ビジネス日本語能力テスト JLRT 聴読解テスト(筆記テスト)」400点以上の方 ・日本語教育機関において、600時間以上学習した方 日本語能力試験と日本留学試験の日本語能力が見込みの方や、日本語教育機関において600時間以上学習した方は、日本語学校等が作成する「日本語能力認定書(本学指定書式)」をご提出ください。 ※「留学」の査証を持つ方の奨学金制度については入試広報室にお問い合わせください。 ※「留学」以外の査証(家族滞在、定住者、永住者など)を持つ方は、外国人入試を受験することは可能ですが、「留学」の査証を持つ方対象の奨学金制度は適用されません。 ※その他、文部科学大臣が定める大学入学資格に該当する方は個別に確認しますので、入試広報室にお問い合わせください。

■アドミッション・ポリシー
現代ビジネス学部現代ビジネス学科(通信教育課程)では人材養成の目的として「経済活動の仕組みを理解し、企業経営の基礎を修得した上で、現代ビジネスにおける社会変化への対応力および業務上の課題への対応力を備えた職業人を養成する。」ことを掲げ、この人材養成目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関連性を踏まえ、アドミッション・ポリシーを以下の通り定める。

AP1 聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎を身に付けている人

AP2 主体性を持ち、コミュニケーションをとりながら協働し、実践的な知識の習得に取り組む意欲がある人

AP3 社会の変化に対応するための知識や技能を身に付けるための基礎学力と論理的な思考力を有する人

AP4 ビジネスの知識や技能を活用し、豊かな創造力を身に付け、社会課題の解決に貢献する意欲がある人

出願資格

次のいずれかに該当する方。

- 高等学校卒業生及び2025年3月卒業見込みの方
- 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した方、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した方(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した方を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた方及び2025年3月31日までに卒業見込みの方
- 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した方
- 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した方
- 文部科学大臣が指定した方
- 高等学校卒業程度認定試験規則による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した方(旧規定による大学入学資格検定に合格した方を含む。)
- 相当年齢に達し、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると本学において認められた方

出典:本学が作成

社会人の出願要件

社会人の出願要件

本学の募集ガイドでは以下の内容を出願要件にしている。

2025年4月1日現在で満20才以上の方で、下記出願資格に該当する方。

- (1) 高等学校卒業生及び2025年3月卒業見込みの方
- (2) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した方、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した方(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した方を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた方及び2025年3月31日までに卒業見込みの方
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した方
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した方
- (5) 文部科学大臣が指定した方
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した方(旧規定による)大学入学資格検定に合格した方を含む。
- (7) 相当年齢に達し、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると本学において認めた方

出典：本学が作成

学校法人 菊武学園
教職員の再雇用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人菊武学園就業規則（以下「就業規則」という。）第13条第2項の規定に基づき、学校法人菊武学園（以下「学園」という。）を定年により退職した教職員の再雇用に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 再雇用の対象となる教職員は、就業規則第13条第1項の規定により定年退職した者とする。

2 名古屋産業大学定年規程第2条及び名古屋経営短期大学定年規程第2条の規定により定年退職した者は対象としない。ただし、特に必要があると学園が認めた者はこの限りではない。

(再雇用の手続)

第3条 学園を定年退職した後、引き続き学園に勤務することを希望する者は、所定の様式により、定年退職日の6か月前までに所属長を経て、理事長にその旨を申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を行い、再雇用の適用を受けた後、就業規則第15条（退職）、第17条（解雇）又は第56条（懲戒事由）及び第57条第7号（懲戒解雇）に該当することとなった場合には、再雇用の適用を取り消すものとする。

(有期雇用契約)

第4条 学園に勤務することになった教職員は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内で雇用契約（以下「有期雇用契約」という。）を締結する。

(有期雇用契約の更新)

第5条 学園と有期雇用契約を締結した教職員（以下「高年齢有期雇用教職員」という。）が、雇用期間満了後も更に勤務の継続を希望し、就業規則第15条（退職）、第17条（解雇）又は第56条（懲戒事由）及び第57条第7号（懲戒解雇）に該当する事由のない場合には、フルタイム勤務教職員又は短時間勤務教職員として有期雇用契約を更新する。

2 就業規則第13条第4項の規定に定める基準適用年齢に達した以後の更新については、労使協定の定めるところにより、更新前の雇用期間満了日において、各号のいずれの基準を満たす者のみを対象とする。

(1) 引き続き継続勤務を希望していること

(2) 過去2年間で出勤率が80%以上であること

(3) 直近の健康診断において勤務に差し支えない健康状態であること

3 更新の上限は、**大学、短大の教育職員は満70歳**（実技を伴う教科担当の教育職員は満65歳）、高校、専門学校及び幼稚園の教育職員並びに事務職員は満65歳に達する日以後の最初の3月31日以前とする。ただし、**特に必要であると学園が認めたときは、有期雇用契約を更新する**ことがある。

名古屋産業大学 通信教育課程規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋産業大学（以下「本学」という。）学則第3条2項の規定に基づき、本学通信教育課程の実施について必要な事項を定める。なお、この規程に定めがない事項については名古屋産業大学学則の規程を準用する。

(通信教育課程の目的)

第2条 通信教育課程は、予測困難な時代に突入した現代の産業界において大学が求められる多様な学びのニーズと産業界が求める人材ニーズに対応するために、社会人としての広い視野と理解力を持ち、経済・経営の基礎的、専門的な知識・能力を修得し、社会変化への対応力を身に付け、ビジネスが抱える課題に対応できる人材の育成を目的とする。

(定員)

第3条 通信教育課程の入学定員、収容定員は次のとおりとする。

現代ビジネス現代ビジネス学科通信教育課程

入学定員 200人

収容定員 800人

(通信教育課程長)

第4条 通信教育課程に課程長を置き、現代ビジネス学部現代ビジネス学科の教授をもって充てる。

(教育組織)

第5条 通信教育課程の教育組織は本学現代ビジネス学部現代ビジネス学科の教員組織をもって充てる。

(事務組織)

第6条 本学事務局に通信教育事務室を置き、入学、教務、学修支援、就職支援、経理、庶務等に関する事務を行う。

(通信教育課程委員会)

第7条 本学に通信教育課程委員会を置く。

2 通信教育課程委員会については別に定める。

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の二学期とする。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(修業年限及び在学年限)

第10条 通信教育課程の修業年限は、4年とし、在学期間は、8年を超えることができない。

(入学時期)

第11条 入学の期日は、学期の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者
- 2 前項第(8)号の規定による認定に関し必要な事項は、学長が定める。

(入学願)

第13条 本学に入学しようとする者は、指定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に指定する書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知をうけた者は、所定の期日までに指定の書類を提出するとともに、所定の入学金及びその他の費用を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第16条 学長は、正当な理由がなく、前条に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(留学)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該外国の大学又は短期大学の授業科目の履修をするため留学することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の規定により外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、留学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 前二項の規定による留学の期間は、在学期間に算入する。
- 4 修得した単位については、第29条の規定を準用する。

(休学)

第18条 学生は、疾病その他の理由により3ヶ月以上修学することができないときは、保証人連署のうえ休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気その他の理由のため修学が不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第19条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を越えることができない。
- 3 休学期間は、修業年限及び在学期間には算入しない。

(復学)

第20条 学生は、休学期間満了のとき、又は休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願を学長に提出し、その許可を得て復学することができる。

- 2 病気がなおったことを理由とする復学願には医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第21条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、保証人連署のうえ転学願を学長に提出しその許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、保証人連署のうえ退学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第23条 学長は、次の各号いずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないもの
- (2) 学業を怠り、成業の見込みのない者
- (3) 8年の在学期間を越えた者
- (4) 第19条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第24条 次の各号に掲げる者は、同一学部同一学科に再入学しようとするときは、再入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

- (1) 第30条の規定により退学した者
- (2) 前条第(1)号の規定により除籍された者で、除籍の日から1年以内に未納の授業料を納入した者
- (3) 前条第(4)号の規定により除籍された者

- 2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。

- 3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から2年以内に限り、提出することができる。

(転入学)

第25条 他の大学から本学に転入学しようとする者は、転入学願を学長に提出し、その他必要な本学

所定の手続を終え、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。

(編入学)

第 26 条 本学に編入学をしようとする者に対しては、前条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

(転籍)

第 27 条 本学現代ビジネス学科通学課程から現代ビジネス学科通信教育課程へ転籍を志願する者に対しては、教授会での選考を経て学長が許可することができる。

2 転籍を許可された者の以前に在籍していた課程における修業年数及び修得単位は、通信教育課程における修業年数及び修得単位として認定することができる。

(既に修得した授業科目の取り扱い)

第 28 条 再入学、転入学、編入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数、修業年限並びに在学年数については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 29 条 本学通信教育課程第一年次に入学した者が、入学する前に大学又は短期大学において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、本学通信課程において修得したものとして合計 60 単位を限度に認定することができる。

(準用規定)

第 30 条 第 15 条 (入学手続き) 及び第 16 条 (入学の取り消し) の規定は、再入学、転入学及び編入学について準用する。

(授業科目の区分)

第 31 条 授業科目は、次のように区分する。

現代ビジネス学科 通信教育課程

- (1) 教養教育科目
- (2) 専門基礎教育科目
- (3) 専門科目

2 課程の授業科目及び単位数及び履修方法は、別表○の通りとする。

(教職に関する科目及び教職免許状)

第 32 条 教員の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法 (昭和二十四年法律第四百七号) 及び教育職員免許法施行規則 (昭和二十九年文部省令第二十六号) に定めるところにより教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目を履修しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民

3 教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修の届出)

第 33 条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学部長に届け出て、その承認を得なければならない。

- 2 学生が一年間に履修することができる卒業単位（卒業の要件として本学の定める学生が履修すべき単位をいう。以下同じ。）の合計は、別に定める上限以内としなければならない。
- 3 別に定める単位を優れた成績をもって修得した学生その他教授会が特に認めた者については、前項に定める上限を超えて履修することができる。

（授業の方法）

第 34 条 通信教育課程の授業は、以下のいずれかもしくは併用により行う。

- （ア）面接授業：講義・演習・実験・実習もしくは実技のいずれかにより又は併用により学修させる授業。
- （イ）メディア授業：多様なメディアを利用し当該授業を行う教室等以外の場所で学修させる授業。

（単位計算方法）

第 35 条 1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、1 5 時間から 3 0 時間の授業をもって 1 単位とする。

（単位の授与）

第 36 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に、指定の単位を与える。

（成績）

第 37 条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・D の 5 種の評価をもって表わし、S・A・B・C を合格とする。

- 2 欠席過多による失格者の成績評価は F、未受験は / とする。

第 38 条 本学に 4 年以上在学し、別に定める所定の授業科目を履修し、及びその単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位）

第 39 条 学長は、卒業を認定した者に対して、次の学士の学位を授与する。

学部	学科	学位の名称
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	学士（現代ビジネス）

- 2 学位に関する事項は、別に定める。

（表彰）

第 40 条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

（懲戒）

第 41 条 学長は、学則その他の諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して教授会の議を経て、懲戒を加えることができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、除籍、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の除籍及び退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - （1）性行不良で改善の見込みがない者
 - （2）正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(科目等履修生)

第42条 本学において一又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生として入学しようとする者は、願書に授業科目及び期間を掲載し、履歴書その他学長が必要と認める書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。
- 3 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。
- 4 科目等履修生については、本条および別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生として入学しようとする者は、外国人留学生入学願書、履歴書その他学長が必要と認める書類を学長に提出しなければならない。
- 3 外国人留学生は本学所定の入学検定料、入学料、授業料及び教育充実費を納付しなければならない。
- 4 外国人留学生については、本条および別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(入学選考料、入学料、授業料)

第44条 入学選考料、入学料、授業料の額は、次のとおりとする。

入学選考料	10,000円
入学料	100,000円
授業料	年額 300,000円

(授業料等の納入)

第45条 授業料等は、別に指定する期日までに納入しなければならない。

(再入学の場合の授業料等)

第46条 学期の中途において再入学した者は、再入学した月から当該期末までの授業料等を再入学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第47条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納入しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第48条 学期の途中で退学しようとする者又は除籍された者は、退学又は除籍の日の属する学期までの授業料等を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第 49 条 休学期間における授業料、在籍料等については、別に定める。

(入学料及び授業料の免除及び徴収の猶予)

第 50 条 学長は、別に定めがあるほか、特別の事情があると認める者又は特に必要と認める者がある場合は、入学料及び授業料等の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料及び授業料等の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(入学検定料等の還付)

第 51 条 納入された入学検定料、入学料及び授業料等その他の費用は、別に定める場合を除き、還付しない。

(改廃)

第 52 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和 7 年度から 9 年度の収容定員は以下のとおりとする。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
現代ビジネス学部			
現代ビジネス学科通信教育課程	200 人	400 人	600 人

名古屋産業大学 通信教育課程委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋産業大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科におく通信教育課程委員会（以下、委員会という）に関する必要事項を定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は通信教育課程（以下、本課程という）の次の事項について報告・協議を行う。

- （1）教育課程に関する事項
- （2）学生の入学、退学、休学、復学、留学、除籍及び賞罰等学生の身上に関する事項
- （3）学生の試験及び卒業に関する事項
- （4）学生指導及び学生生活に関する事項
- （5）学生の進路に関する事項
- （6）授業コンテンツ等の教材に関する著作権等の知的財産権に関する事項
- （7）その他本課程の教育及び運営に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、本課程の基幹教員により構成する。

（議長）

第4条 議長は本課程の課程長とする。

（会議の開催）

第5条 委員会は次のとおり開催する。

- （1）毎月1回定例会議
- （2）課程長が召集した時

（会議の記録）

第6条 委員会における協議事項及び報告事項は記録して保管する。

（構成員以外の出席）

第7条 議長が必要と認めた場合には、構成員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は通信教育課程事務局が行う。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、学長の承認を得て行う。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

名古屋産業大学バーチャルキャンパスのスクリーンショット



図1: 名古屋産業大学バーチャルキャンパス (入口)

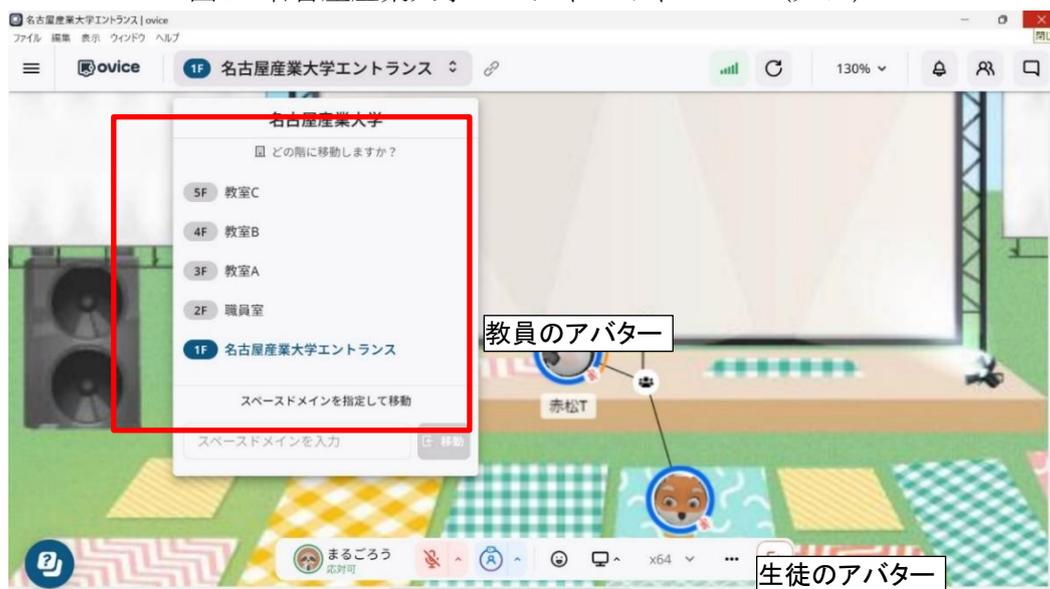


図2: バーチャルキャンパスの構成例 (5F建てビル)



図3: 教室でのグループワークのスペース



図4: 参加者のビデオ／アバター表示
(手を振ることで自動的に発言者や挙手者のビデオ表示する設定)



図5: 資料の共有による説明や発表

資料28：名古屋産業大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科通信教育課程 時間割 (例)

表1：通信教育課程 (前期) 時間割						
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1 限 9:00~10:30						
2 限 10:40~12:10						
3 限 13:00~14:30						
4 限 14:40~16:10						
5 限 16:20~17:50						
6 限 18:30~20:00	ゼミナールA (赤松)	ゼミナールB (岩本)		ゼミナールA (岩本)	ゼミナールB (赤松)	情報マネジメント演習 (赤松・河村) 環境マネジメント演習 (岡村・伊藤) 人材マネジメント演習 (菅坂・傍嶋)
7 限 20:10~21:40	ゼミナールB (岩本) 現代ビジネス演習A (赤松)	ゼミナールA (赤松) 現代ビジネス演習A (岩本)	情報マネジメント演習 (赤松・河村) 環境マネジメント演習 (岡村・伊藤) 人材マネジメント演習 (菅坂・傍嶋)	ゼミナールB (赤松) 現代ビジネス演習A (菅坂)	ゼミナールA (岩本) 現代ビジネス演習A (岡本)	

表2：通信教育課程（後期）時間割						
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限 9:00～10:30						
2限 10:40～12:10						
3限 13:00～14:30						
4限 14:40～16:10						
5限 16:20～17:50						
6限 18:30～20:00	ゼミナールA（赤松）	ゼミナールB（岩本）		ゼミナールA（岩本）	ゼミナールB（赤松）	
7限 20:10～21:40	ゼミナールB（岩本） 現代ビジネス演習B（赤松）	ゼミナールA（赤松） 現代ビジネス演習B（岩本）		ゼミナールB（赤松） 現代ビジネス演習B（宮坂）	ゼミナールA（岩本） 現代ビジネス演習B（岡本）	

オンデマンド型の視聴動画サンプルのスクリーンショット



図1: 表紙

図2: 英語フレーズの解説 1



図3: 英語フレーズの解説 2



図4: 英語フレーズの解説 3



図5: 英語フレーズの解説 4

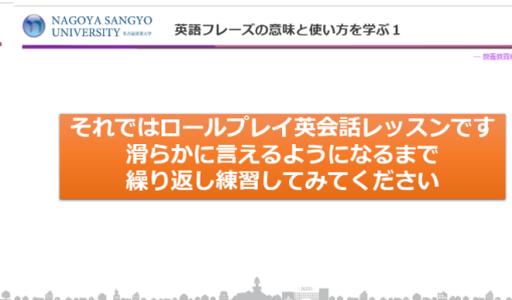


図6: ロールプレイ英会話レッスン開始



図7: ロールプレイ (先生の発声 1)



図8: ロールプレイ (学生の発声 1)



図9: ロールプレイ (先生の発声 2)



図10: ロールプレイ (学生の発声 2)

通信教育課程記述式問題の評価基準表の例

数学の記述式問題として、以下のような問題を考える。

問題： $f(x)=x^3-6x^2+9x+2$ の極値を求めよ。

この問題の評価基準表のサンプルを示す。

	評価項目	得点	説明
1	微分計算	2	一次微分 $f'(x)=3x^2-12x+9$ が正しく計算されている。
2	臨界点の導出	3	一次微分をゼロとおき、臨界点 $x=1$ および $x=3$ を正しく求めている。
3	二次微分計算	2	二次微分 $f''(x)=6x-12$ が正しく計算されている。
4	極値の判定	3	二次微分の符号に基づき、 $x=1$ で極小値、 $x=3$ で極大値と正しく判定している。
5	極値の値の計算	2	極小値 $f(1)=6$ 、極大値 $f(3)=-4$ を正しく計算している。
	合計	12	

通信教育課程記述式問題の評価基準表（例：小論文）

小論文の記述式問題として、以下のような問題を考える。

問題：「AI技術の発展が私たちの生活に与える影響」について、あなたの意見を述べなさい。以下の点に触れながら、800字以内で論じなさい。

1. AI技術の具体的な応用例を挙げる。
2. その応用例が社会や個人に与えるメリットとデメリットを述べる。
3. あなたが考えるAI技術の未来について予測し、その上で取るべき対策を提案する。

この問題の評価基準表のサンプルを示す。

	評価項目	得点	説明
1	内容の充実度	30	- AI技術の具体的な応用例が明確かつ具体的に述べられている。 - メリットとデメリットがバランスよく考察されている。 - 未来予測と対策が論理的で具体的である。
2	論理の一貫性	20	- 論旨が明確であり、一貫している。 - 各段落が論理的に繋がっている。 - 主張が明確で、適切に支持されている。
3	説明の明瞭さ	20	- 説明が明確で、読者にとって理解しやすい。 - 専門用語の説明が適切である。
4	構成と段落	10	- 適切な段落構成がなされている。 - 序論、本論、結論が明確に区別されている。
5	言語表現	10	- 適切な語彙と文法が使われている。 - 誤字脱字が少ない。
6	独自性	10	- 独自の視点や考え方が示されている。
	合計	100	

名古屋産業大学 事務局組織

通学課程		
	人数	業務内容
総務課	4	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の勤務に関すること。 ・施設の維持及び環境管理に関すること。 ・儀式の運営に関すること。 ・SD, IR に関すること。 ・共済組合の手続きに関すること。 ・後援会の事務及び運営補助に関すること。
経理課	5	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務および学納金に関すること。 ・予算及び決算に関すること。 ・教職員の給与、旅費等の支給に関すること。 ・研究費、特別研究費に関すること。
教務課	5	<ul style="list-style-type: none"> ・履修、講義、教育課程に関すること。 ・教授会、研究科委員会の運営に関すること。 ・教員の研究支援に関すること。 ・講義室の機器環境に関すること。 ・通信教育課程の業務補助に関すること。
学生課	5	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の厚生指導に関すること。 ・学生生活、課外活動に関すること。 ・学生の奨学金等福利に関すること。 ・留学生に関すること。 ・海外の大学との交流に関すること。 ・学友会の管理、運営に関すること。 ・通信教育課程の業務補助に関すること。
キャリア支援課	4	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の進路指導に関すること。 ・資格指導、キャリア形成に関すること。 ・インターンシップの企画、実施に関すること。 ・公開講座の運営に関すること。
入試広報室	9	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の募集活動に関すること。 ・入試業務に関すること。
情報センター事務室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー、学内ネットワーク、PC 講義室の管理に関すること。 ・通信教育課程の業務補助に関すること。
図書館事務室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の管理、運営に関すること。 ・大学リポジトリの管理、運営に関すること。 ・通信教育課程の業務補助に関すること。
計	36	
通信教育課程		
通信課程事務局	3	<ul style="list-style-type: none"> ・授業に関する質問の対応に関すること。 ・通信技術指導、メディア教材作成補助に関すること。 ・履修登録指導に関すること。 ・学生生活に関わる相談対応。
通信課程事務局 指導補助者	10	<ul style="list-style-type: none"> ・レポート添削補助に関すること。 ・メディア教材作成補助に関すること。 ・学生からの質問対応に関すること。
計	13	

授業コンテンツレビューチェックリスト

科目名	
レビュー日	令和 年 月 日
レビュー担当者	

◆レビューの目的

通信教育の講義実施に際し作成した教材について考慮すべきポイントを「チェックリスト」としてまとめ、レビュー者が点検を行い、教材の改善を図っていくことで、適切な講義運営と全般的な教材の質の向上を目指します。

◆本チェックリスト利用上の注意点

本チェックリストは、教材作成を行う上で作成者自らが最低限考慮すべきポイントがクリアされているかを確認する事ができるようにチェックリスト形式でまとめたものです。また、比較・評価を目的としたものではありません。

分野	項目	チェック内容	チェック (✓)	指摘事項(あれば)
1. 表現・内容の適切性	(1)	15分×4回の構成になっているか		
	(2)	講義内容はシラバスに合致しているか		
	(3)	誤字、脱字がないか。		
	(4)	文字の大きさや図表などは見やすく作成されているか		
	(5)	専門用語、難解な用語については説明を付す等の配慮がなされているか		
	(6)	差別用語、放送禁止用語等、不適切なワードは使用されていないか		
	(7)	特定の事業者・団体やサービスについての宣伝や中傷になっていないか。		
2. 著作権の配慮	(8)	授業を行うのは教材を作成した本人か。		
	(9)	引用する情報の出典元が明らかになっているか。		
	(10)	すでに公表されている著作者か。		
	(11)	授業で必要とする適切な範囲・限度(必要部分)の複製か。		
	(12)	著作権者の利益を害する内容でないか。		
3. 映像の状態	(13)	画像は乱れていないか		
	(14)	音声は問題ないか、雑音等入っていないか。		
自由記述欄				

名古屋産業大学 通信教育課程 基幹教員の人事配置計画

	職位	39歳 以下	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以 上	計
令和10 年度 (完成 年度)	教授			1名	4名	1名	2名	8名
	准教授							
	講師		1名					1名
令和11 年度	教授			1名	1名	3名	-	5名
	准教授			2名 (2名採用)				2名
	講師		2名 (1名採用)					2名
令和12 年度	教授			1名	1名	3名	-	5名
	准教授			2名				2名
	講師		2名					2名
令和13 年度	教授			1名	1名	3名	-	5名
	准教授			2名				2名
	講師		2名					2名
令和14 年度	教授			2名 (2名採用)	2名	1名	-	5名
	准教授			3名				3名
	講師		1名 (1名採用)					1名